

第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託を実施するにあたり、本町が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにする。

1 実施目的

本プロポーザルは、あさぎり町（以下「町」という。）が受託者に委託する「第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託」（以下「本業務」という。）について、町と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に的確と判断される事業者を選定するために行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託

(2) 業務内容

別添「第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和6年7月31日（水）までとする。

(4) 業務の範囲

本業務の範囲は別添「仕様書」を基本とするが、町の判断により契約締結時において、事業者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加し、又は変更できることとする。また、これにより企画提案書等の提出時の見積書の金額を超えない範囲で、契約内容、契約金額等の調整を行うことがある。

(5) 委託上限額

900,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を満たし、その資格を認められた者とする。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として取り扱わないこととする。

また、同一業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れのある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

加えて、プロポーザルの参加資格のない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等及びあさぎり町工事等入札心得等の本町の入札条件に違反した者の提案は無効とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 参加申込書提出の際において、本町の工事等請負・委託契約に係る指名停止等

措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれかの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 事業所等が所在する自治体において、税の滞納がないこと。
- (5) 過去5年間（令和元年度から令和5年度）に地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む）が発注した総合戦略や総合計画等のデザイン作成業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績を含むこととする。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (8) 履行期間を遵守すること。
- (9) あさぎり町暴力団排除条例（平成23年条例第20号）第2条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

（日程は都合により変更する可能性があります。）

項目	日程
公募開始及び参加申込受付開始	令和6年4月22日（月）
質疑受付期間	令和6年4月22日（月）～4月25日（木）まで
質問の回答期日	令和6年4月30日（火）を予定
参加申込書の提出期限	令和6年5月8日（水）午後5時まで
参加資格確認通知	令和6年5月9日（木）
企画提案書等の提出期限	令和6年5月15日（水）午後5時まで
一次審査結果通知	令和6年5月20日（月）を予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年5月22日（水）を予定
審査結果の通知	二次審査から2日後を予定

5 提出書類の様式

No.	提出書類	様式等
1	参加申込書	様式1
2	団体概要	任意様式
3	業務実績（参加資格要件を満たす実績）	様式2
4	業務実績に記載した業務の契約書の写し等	—
5	業務実施体制	様式3
7	企画提案書表紙	様式4
8	企画提案書	任意様式
9	業務工程表	任意様式

10	見積書及び内訳書	任意様式
11	質問書	様式5
12	辞退届	様式6

業務実績は、令和元年度から令和5年度までに完了した、地方公共団体等が発注した本業務と同種又は類似した業務とし、最大5件まで記載してください。

6 質問及び回答方法

本プロポーザルに係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間

令和6年4月22（月）から4月25日（木）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メールによりPDF形式で提出すること。

なお、電子メール以外での質問（電話、口頭）は一切受け付けない。

※電子メールの件名は、「【法人名（団体名）】質問書の提出について（第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託）」とすること。また、送信後、電話により受信確認を行ってください。

※質問は、参加申込書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(3) 質問の回答期日（予定）

令和6年4月30日（火）

(4) 回答方法

町のホームページで公表する。なお、質疑があった事業者名は公表しない。

(5) 提出先アドレス及び確認先電話番号

あさぎり町企画政策課

メールアドレス：kk-uebuchi@town.asagiri.lg.jp

電話番号：0966-45-7211（企画政策課直通）

(6) その他

質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 参加申込書等の提出

提出書類	部数
① 参加申込書（様式1）	PDF形式により提出
② 団体概要（任意様式）※パンフレット等	
③ 業務実績（様式2）	
④ 業務実績に記載した業務の契約書の写し等	
⑤ 業務実施体制（様式3）	

ア 提出書類に関する留意事項

- I. 本業務は、3に定める参加資格要件を有する者に限る。
- II. 団体概要は事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業

概要等が把握できるよう記載すること。

イ 提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時まで（必着）

※提出期限以降に提出された書類は一切受け付けない。

ウ 提出方法

電子メールにより、提出書類①～⑤をPDF形式で提出すること。なお、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

※電子メールの件名は、「【法人名（団体名）】参加申込書等の提出について（第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託）」とすること。また、送信後、電話により受信確認を行ってください。

エ 提出先アドレス及び確認先電話番号

あさぎり町企画政策課

メールアドレス：kk-uebuchi@town.asagiri.lg.jp

電話番号：0966-45-7211（企画政策課直通）

（2）参加資格の審査及び結果の通知

ア 参加申込の資格審査は、企画政策課にて実施する。

I. 参加申込書等を「3 参加資格」により審査する。

II. 審査結果につきましては、公募型プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式7）により、令和6年5月9日（木）に電子メールにて通知する。

III. 参加資格審査を認定した事業者には、上記（II）通知の際に、企画提案書提出要請書（様式8）を送付する。

イ 参加資格が無いと認められた者が説明を求めることができる期間

I. 参加資格が無いと通知した日から令和6年5月15日（水）まで（土・日を除く。）の午前9時～午後5時までとする。

II. 上記（I）についての回答は令和6年5月17日（金）頃までに電子メールにより回答する。

8 企画提案書等の提出

提出書類	部数
1 企画提案書表紙（様式4）	それぞれ4部（原本1部、写し3部）を提出
2 企画提案書（任意様式）	
3 業務工程表（任意様式）	
4 見積書及び内訳書（任意様式）	

ア 提案書作成及び提出時の留意点

（1）担当者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記入すること。

（2）原則、簡易なA4ファイルで提出すること。

（3）文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。ただし、図表中に用いる文字サイズは9ポイント以上とする。

（4）企画提案書は、表紙及び目次を除き、両面印刷で10ページ以内とすること。

（5）文章を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

（6）提案書の印刷色はカラー白黒を問わない。

- (7) 提案書の下段余白中央にページ番号をつけること。
- (8) 企画提案書の表紙には、タイトル（第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託）、提出年月日を記載し、会社名を記名すること。
- (9) 見積書には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。なお、見積書の宛名は、「あさぎり町長 北口 俊朗」とすること。

イ 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時まで（必着）

※提出期限以降に提出された書類は一切受け付けない。

ウ 提出先

〒868-0408

熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地

あさぎり町役場企画政策課

電話番号：0966-45-7211

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

※郵送の場合、期限内に必着とする。

9 辞退

参加申込書提出後、やむを得ず企画提案書の提出を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式6）を企画政策課に直接持参すること。なお町は、辞退したことをもっていかなる不利益な取り扱いをしない。

10 業者の選定方法

選定は本町の職員により構成された、第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により実施されるものとし、選定の方法は、次に定める「11 審査概要」によるものとする。

11 審査概要

企画政策課において、必要書類及び記載内容に漏れがないこと並びに参加資格要件の確認を実施する。

その後、選定委員会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の二段階で審査を行うものとする。

(1) 一次審査

選定委員会は、企画提案書等を審査し、提案内容について各審査委員が採点し、その評価合計点数に基づき二次審査要請者を3者程度選定する。なお、申込者が3者に満たない場合は、一次審査による選定を省略できるものとする。

【結果通知】

令和6年5月20日（月）（予定）

・審査結果は、参加者全員に対し、電子メールにより通知する。

(2) 二次審査

選定委員会は、二次審査要請者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容について各審査委員が採点し審査を行い、その評価合計点数に

一次審査結果の評価合計点数を加味し、最も得点の高い者を最適提案者、次に得点の高い者を次点者として選定する。

なお、提案者が1者のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たしていれば、当該提案者を契約候補者として選定する。

【プレゼンテーション】

ア 実施日

令和6年5月22日（水）（予定）

イ 会場

あさぎり町役場

※開始時間、会場等の詳細は一次審査の結果通知と併せて通知する。

※web会議ツール「Zoom」を使用し参加することも可能とする。

ウ 出席者

配置予定管理者を含めた3名以内

エ 内容

提出された企画提案書を基に、内容の説明（15分以内）及び質疑応答（15分程度）を行う。当日の追加資料は認めない。

提案順は、原則、企画提案書を受け付けた順とする。

なお、プレゼンテーションに必要なパソコンの機材は、提案者で準備すること。

ただし、プロジェクター及びスクリーンは町で準備する。

(3) 評価基準について

別添「第3次あさぎり町総合計画概要版デザイン作成業務委託事業者選考審査基準」による。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ 提案書の提出期限に間に合わなかった場合

エ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

オ 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合

カ 見積額が委託上限額を超過している場合

キ その他審査で、本業務の履行にふさわしくないと認められた場合

1.2 選定結果の通知及び公表

最適提案者選定後、参加者全員に対し、書面及び電子メールにより通知するとともに、選定結果を本町のホームページにおいて公表する。なお、審査経緯及び結果に対する異議の申し立て並びに合計点及び順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

1.3 契約の締結

- (1) 町は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、あさぎり町契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

契約内容については、企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において事業者と当該業務について協議を行い決定する。なお、契約候補者と協議が整わなかった場合は、次点の事業者（採用基準点を満たすものに限る。）と協議を行うものとする。

(2) 委託料の支払いは精算払いとする。

1 4 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、契約候補者の選定以外には使用しない。
- (4) 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (5) 提案者が1者のみであった場合でも、本手続きの選定は実施する。
- (6) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (7) 契約書作成の要否 「要」
- (8) 提出書類一式の返却は行わない。
- (9) 見積金額が極端に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。
- (10) 本業務の実施については、この要領に定めるものの他、必要に応じて別に定める。
- (11) 業務上の留意事項として、上記「3 参加資格」等に違反があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、若しくはすでに払っている委託料の一部又は全部を返還させ、又は損害賠償を求めることがあるので十分留意すること。

1 5 連絡先

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地

あさぎり町企画政策課

担当：上淵

TEL：0966-45-7211

FAX：0966-45-3667

Email：kk-uebuchi@town.asagiri.lg.jp